ブロック規程

一般社団法人佐賀県鍼灸マッサージ師会

（目　的）

第１条　この規程は、一般社団法人佐賀県鍼灸マッサージ師会（以下「当法人」という。）の適切な連絡、情報体制の確保を図るためのブロック体制について、必要な事項を定める。

（適用範囲）

第２条　当法人のブロック体制に関する事項は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、この規程の定めるところによる。

（ブロック）

第３条　当法人の適切な連絡、情報体制を確保するため、佐賀県内の保健所単位に準じて区分し、５ブロックを置く。

（１）中部ブロック：佐賀市、小城市、多久市、神埼市、神埼郡

（２）東部ブロック：鳥栖市、三養基郡

（３）西部ブロック：伊万里市、西松浦郡

（４）南部ブロック：鹿島市、嬉野市、武雄市、杵島郡、藤津郡

（５）北部ブロック：唐津市、東松浦郡

（ブロック長の設置）

第４条　前条の各ブロックの連絡責任者として、ブロック長を置く。

（ブロック長の職務）

第５条　ブロック長の職務は、次のとおりとする。

（１）入会申し込み、退会届等の受理及び会長への提出

（２）会費、入会金等の受領及び会長への納付

（３）その他各ブロックの会員等との連絡及び情報提供

（委　任）

第６条　この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事会の決議により別に定める。

（改　廃）

第７条　この規程の改廃は、理事会の決議を経て、総会の承認を要する。

附　則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成１８年法律第５０号）第１２１条第１項において読み替えて準用する同法第１０６条第１項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。